

議案第50号

大阪市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(料金等の納付方法) 第34条の2 この条例により納付しなければならない料金、分担金、手数料その他の費用の納付方法は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める方法による。ただし、局長が特別の理由があると認めるときは、その他の方法によることができる。 (1) 専用給水装置又は共用給水装置の料金納入通知書に基づく払込み、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第231条の2の3第1項</u> の規定による指定を受けた者による納付の方法 [(2) 略]	(料金等の納付方法) 第34条の2 [同左] (1) 専用給水装置又は共用給水装置の料金納入通知書に基づく払込み、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第231条の2第6項</u> の規定による指定を受けた者による納付の方法 [(2) 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月10日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

地方自治法の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。